

会議録

名称	令和4年度第1回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	令和4年6月27日（月）午後2時から午後5時30分まで
会場	目黒区総合庁舎本館4階特別会議室
出席者	<p>（委員）植野、岡田、前田、宮内、森田、河野、武藤、橋本、斉藤、かいでん、伊藤、中村、平谷、青木、飯塚、五来、永積、藤吉</p> <p>（区側）情報政策推進部長、行政情報マネジメント課長、情報政策課長、人事課長、子育て支援課長、子ども家庭支援センター長、住宅課長、事務局</p>
傍聴者	2名
配付資料	<p><事前配付資料> 諮問事項の資料</p> <p><席上配付資料> 前回答申文</p> <p style="padding-left: 40px;">諮問文</p> <p style="padding-left: 40px;">審議会委員名簿</p> <p style="padding-left: 40px;">座席表</p>
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 区からの委嘱及び事務局職員等の紹介 2 会長あいさつ 3 諮問事項 <ol style="list-style-type: none"> （1）内定者管理ツールの利用に伴う個人情報の取扱いについて （2）低所得の子育て世代に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る事務の外部委託について （3）家事支援用品の購入事業の外部委託に等個人情報の取扱いについて （4）マンション管理状況届出制度に係る調査業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて 4 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> （1）これからの目黒区の個人情報保護制度のあり方について

	(2) 講座申し込みフォームからの個人情報の漏洩について 5 その他
発言の記録	別紙のとおり

<令和4年度第1回審議会発言記録>

1 区からの委嘱及び事務局職員等の紹介

会長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和4年度第1回目黒区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>庁舎での審議会開催に当たりまして、次の4点の新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。1点目です。各委員、区側の説明員ともに参加、発言に当たりましては、不織布のマスクの着用、手指の消毒をお願いいたします。換気ですが、空調機を用いた機械換気を実施するとともに、1時間に1回10分程度の窓開き換気を併用いたします。区側の説明者につきましては、入替え制といたします。マイクの使用に当たりましては、使用後、区の職員において消毒をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症対策で使用できる会議室も非常に限られておりますので、速やかな会議の進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。また、本日非常に暑くなっておりますので、皆様水分補給を適宜行いながらご参加いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、傍聴人につきましては、本日2名の傍聴人の方がおられますので、ご承知おきください。</p> <p>それでは、議事に入る前に、次第の1、区からの委嘱及び事務局職員等の紹介について事務局から説明をお願いいたします。併せて、出席状況についてもご報告をお願いいたします。</p>
区側	<p>(区からの委嘱及び事務局職員等の紹介)</p> <p>出席状況についてご報告いたします。資料9をご覧ください。本日、3名の委員から欠席のご連絡をいただいているところでございます。当審議会の委員は21名となっておりますので、定足数の過半数11名は超えております。本日の出席委員は18名ですので、定足数を満たしているという状況でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>最後に、事務連絡が2点でございます。1点目でございますが、目黒区では5月1日から10月31日まで夏季における軽装化である、いわゆる節電ビズを実施しております。原則として、上着やネクタイを着用しておりませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>2点目でございます。区説明員等がパソコン等を使用させていただく場合がございます。区職員につきましては本審議会が機微な情報を取扱うことがございますので、録音をとることや外部との接続を行うことがない中でパソコンを使用させていただきます。また、委員の方々におかれましてもパソコンを使用する場合は同様の取扱いをお願いできればと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p>

2 会長あいさつ

会長	<p>続きまして、会長挨拶ということで一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>本日はお忙しい中、また、梅雨明けというには非常に酷暑の中お集まりいただき、ご出席</p>
----	---

いただきまして誠にありがとうございます。

本日の審議会は令和4年度の第1回ということでございます。昨年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、区側が急きょの対応を要する案件が多数生じたこと、また、近年のデジタル化、DXの流れを受けまして、1年間で8回の審議会が開催され、年間の実施回数といたしましては、過去で一番多かったということでございます。

特に、昨年は新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言を受けまして、庁舎内で何とか機器を整えることができたということもあって書面開催をしていたところ、途中からオンライン開催でありますとかハイブリッド開催という形で審議회를途中から実施してまいりました。審議会の進行に当たって、聞き取りづらい等のご不便、トラブルが生じたこともあるかと思えます。今後、同様のことがないとも限りませんので、お気づきの点等ございましたら、ぜひご意見等をお寄せいただければと存じます。

また、他方で皆さんご承知のとおり、昨年5月19日に、デジタル社会形成基本法が公布されたことを受けまして、個人情報保護法が改正され、自治体においても地方公共団体におきましても、来年、令和5年4月1日から施行されることとなりました。この状況を受けまして、先般、区長から、当審議会に個人情報制度のあり方についての諮問を受けました。

そして、昨年度、審議会での小委員会の設置の決定を経て、その小委員会で3月から6月にかけて議論を重ねてまいりました。本日の次第にもありますとおり、一定の取りまとめができましたのでご報告させていただく予定であります。皆様からも次回の審議会におきまして、ご意見等を頂戴できればと考えております。

新型コロナウイルス感染症に伴う行動様式の変化、社会全体のデジタル化が一層進展する中で、個人情報保護も大きく変わっていくという状況がございます。そうした時代が大きく変化する中でも、行政における区民一人一人の個人情報を適切に管理し、保護を講じていく必要性、重要性ということは何ら変わるものではありません。ニュースでも大きく騒がれましたけれども、尼崎市で業者が市に無断で再委託を行い、市民全員分の情報が入ったUSBメモリを正副両方で同じ鞆に入れて紛失するという重大インシデントが起きたというところですが、むしろこれまで以上に個人情報保護をしっかりと我々だけではなく、区側のほうでもしっかりとやっていただくということが必要であります。

そうした中で、審議会の役割は、なお大きいと感じておりますので、委員の皆様には引き続きご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、今般、改選に伴い新たに委員となられた方々もいらっしゃいますので、私のほうから審議会の運営について改めてお願いいたします。

審議会の運営につきましては、守秘義務ということがございます。委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするという項目がございます。本審議会で扱っている情報は、区の政策形成過程に係るものでもございますので、くれぐれもSNS等での公開等はなさらぬよう、またご発言等も非常に慎重にいただけますようよろしくお願い申し上げます。

繰り返しになりますが、本審議会の資料というのは、行政情報の開示請求がありましても、区として、目黒区情報公開条例7条3号エに基づき、不開示とするものですから、くれぐれもSNSでの公表ですとか、その他の形での公表はお控えください。

最後に審議に当たって一言お願い申し上げます。限られた時間の中でのなるべく多くのご意見を頂戴したいと思っておりますので、各委員の発言は、審議事項につきまして明瞭かつ簡潔にお願いいたします。当然のことですが、区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。諮問事項に入る前に事務局から配付資

区側	料の確認をお願いいたします。 (事務局から配布資料の説明)
会長	ありがとうございます。

3 諮問事項

(1) 内定者管理ツールの利用に伴う個人情報の取扱いについて

会長	それでは、次第の3、諮問事項(1)内定者管理ツールの利用に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明)(約7分)
会長	ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。 では、まず委員どうぞ。
委員	ありがとうございました。内定者にとってはすごくいいツールなんだというふうに納得して聞いておりましたが、内定を辞退する方というのもいらっしゃるわけですよね。そういう方の個人情報というものは、その都度消去するのでしょうか。というのは、辞退するとき一斉に辞退するわけではなくて、個々人の事情で11月に辞退したり2月に辞退されたりぽつぽつと現れるわけですよね。そういう方々の個人情報を抜け漏れなくちゃんと消去するという仕組みが作られているのでしょうか。
区側	今考えていますのは内定者も含めてですけれども、内定した方は4月になって区に採用されると今度は職員となりますので、職員がいわゆる今使っている人事給与システムのほうに取り込むこととなります。その関係で、採用内定者であっても、その年の3月末をもって、システムに取り込んでいるデータは消去する、そうなる予定であります。 実は内定辞退者に関しても今、委員がお話いただきましたとおり、本来であれば内定辞退のたびにデータを削除するというのも必要だと思いますけれども、実は今回、このシステムを導入させていただきましたのは、内定辞退者がどういう理由で内定を辞退していったのかとか、そういったことも分析していく役割も実は持たせたいというふうに思っております、そういった意味では長くて半年後になってしまうかもしれませんが、その年度の3月31日をもって全ての登録した方のデータは削除していきたい、そんなふうな取扱いをしていきたいというふうに考えています。
委員	分かりました。ありがとうございました。
会長	委員どうぞ。
委員	こういうようなことがどうしても必要だという、その必要性については理解できるという

ふうに思っておりますが、幾つかご質問させていただきたいのは、まず他の区ではやはり同じように他の自治体でもこのような活用をしているのかどうかということの一つをお聞きしたい。

それから、今の他の委員からのご質問が非常に重要な点かと思うのですが、それぞれこれは内定の決まった方で、その期間のみの使用ということになるわけですね。そうすると、この内定の情報、内定者の情報というものが職員採用という形に移行するようなときに何か不都合とか、そういうようなことはないのだろうかという、その辺りのところ。

それからこのページ機能というふうなところの中に、ちょっと実はページ機能で書かれている説明がはっきりしなかったのは、現状においては使用を予定していないというようなコミュニティーみたいな説明があったりとかですね、それから、画像アップロードということで職員証や名札作成に使用ということになってくると、これは内定者にこういうところまで見せてしまって弊害が出ないのかどうかというようなこともちょっと心配されますので、その辺りのところをお伺いしたいと思いました。

区側

3点ご質問いただいたかと思えますけれども、まず第1点目につきまして、他の自治体の利用の状況ということですが、私どもが把握する中で23区ではこういったサービスを利用しているというところは確認ができておりませんが、都道府県レベルでは、こういった内定者の管理システムをツールとして使っているといったところは確認しているところでございます。

それから2点目になりますが、職員を採用して別のシステムに移行するときに不都合がないかというお話でございますが、今考えている取り扱う情報が基本的に新たな職員として登録していく情報にもつながってまいりますので、特段不都合はないかというふうに今の段階では考えてございます。

それから、3点目ですけれども、顔写真等のお話がございましたが、こちらは先ほどちょっとご説明を申し上げませんでした。コミュニティー機能というものは基本的に内定者同士でいろいろやり取りができるという機能ではございますが、現在私どもが管理できない中で、そういったコミュニティー機能を使うものというのはいかがかなというふうに思っております。そういった意味から現状としては使用しない予定でおります。あくまでも区と内定者の間だけ、横のつながりはない状態でこのツールを使っていきたいというふうに考えております。

あとは写真データにつきましても、ご本人と私ども区の間だけでやり取りをする、そういうことを想定しております。ほかの方からは一切見られないという、そういった形で対応していきたいというふうに思っています。

会長

ほかの方はいかがでしょう。
では、まず委員、どうぞ。

委員

ちょっと細かい点なんですけれども、今日は4つの諮問する項目事項があるんですね。全てにおいて外部委託というふうなことになっているんですが、この最初の諮問に関しては外部委託が入ってない。けれどもタイトルの中で外部委託であるということが明確にあるほうが個人情報保護という意味では非常に重要な点ではないかと思うので、必ずそれは入れていただきたいと思っています。

それから、現行の人事課のほうで現行のシステム上に、非常に手作業で入力することがあるため、この内定者に対しては新しいツールを導入したいということですが、この内定者に

対してもやっぱり人事に関わる非常に重要な個人情報ですから、まずはその現行のシステムをアップデートするなり、人事課の中で使いやすいようにするということがまず優先ではないかなと私は思うんですけども、いかがですか。

区側 1点目につきましては申し訳ありません。ご指摘いただいたことを踏まえてやっていきたいと思っております。

2点目に関しましては、今年度9月になります新しいシステム更改、人事給与システムを更改していく中で、できる限り使いやすさも含めて今取り組んでいるところでありますけれども、実際には現行もそうですが、一人一人内定者が決まって、採用が確定した段階でその方の履歴ですとか、出身の高校ですとか、そういったところも含めて、あと職歴があればそういったものも全部個別に一人一人入力していくということが現状のものでして、そういったものを事前にこういった内定のツールの中で登録しておくことにおいて、先ほどのお話ではありませんが、データを移行していくことによって採用時の事務的処理の効率化を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

現行の人事給与の効率化も含めて、改めて、今後も考えていかなければいけないと思っておりますが、現状、そのような段階で委託してまいりたいというところでご審議をお願いさせていただいたところでございます。

会長 よろしいですか。

それでは、次の委員。

委員 内定から入社までの期間というのは、内定者とコミュニケーションが途切れると内定者のモチベーションが低下して、結果的に内定辞退につながることもあります。内定者フォローというものも重要になってきているとは思いますが。

ちょっと確認なんですけれども、この3月31日に目黒区側でデータを削除するということなんですけど、この別紙1の図を見ますと、目黒区側でデータを消去すれば、自動的にクラウドの方も消去されて、要するにバックアップできないような状態できちんと削除されるということでもよろしいかどうかというふうなことで、あと別紙2のところなんですけれども、この画面をスマートフォンとかタブレット及びパソコンで閲覧ということなんですけど、この画面自体は内定者側としては、アプリか何かをダウンロードして使用するというふうな、こういうものかどうかをちょっと確認したいと思っております。

区側 それでは、2点ご質問いただきました。

1点目に関しましては、委員おっしゃられるとおり、区側のほうで削除の処理を行えばクラウドのほうのデータも削除ということになっている、そういう仕組みで考えております。

それから、2点目に関しまして、アプリをダウンロードするのではなくてURLを提供して、そこから入って取り込んでもらうという、そういうシステムを考えております。

委員 それは、内定者側はURLをあれして、もしスマートフォンではホーム画面に残してという感じでの利用ということですね。

区側 恐らくそういう形です。

委員 分かりました。結構です。

会長	では、次の委員。
委員	外部委託に関しての質問なんですけれども、別紙1の図を見ると受託者はクラウドサービスにアクセスする立場だというふうに見えるのですが、クラウドサービス自体の管理は外部委託の範囲になるのかどうかという状況と、あと、外部委託業者は個人情報にはアクセスすることになるのかどうか、その場合どういう目的でアクセスするのかという点を教えていただければ。
区側	まず2点目から申し上げます。基本的には事業者のほうは個人情報にアクセスしないというところで考えています。 1点目は、基本的なクラウドサービスは事業者のほうで管理するというふうになってございます。
委員	受託の委託業者が。情報のアクセス、情報を管理する責任というのは、結局区が持つことになるけれども、基本的にアクセスはしないという……。
区側	基本的にそういう形で対応させてもらうことになります。
区側	少し補足させていただきますと、何で外部委託を言っているかということでございますが、保守作業の中で万が一、個人情報の作業をする中で見る可能性が否定はできないというところで、外部委託ということで今回諮問をかけさせていただくという点については、ご了承いただければと思います。
会長	ほかの方はいかがでしょうか。 では、委員のほうから。
委員	内定者をつなぎとめる非常にいいシステムで、今、企業によってはFRINGE BENEFIT 要するに会社の職員におけるシステム自体を内定者に開放しているところも出てきている事例が今あるんですね。その中で、資料1-1のコミュニティーのところでは先ほどどなたからか質問があったんですけれども、内定者同士での親睦を深めるのにすごい大事なことだとは思っているのですが、これは現在予定していないと。どういう条件がそろったら予定するのかなというのは、すごく大事な部分になってきますので、予定していなくても多分内定者とはラインか何でつながってしまうと思うのですが、その辺、どういうふうに、どんな条件がそろったら内定者と区ではなく、内定者同士という横のつながりをつくることのできるのかなということを教えてください。
区側	非常に難しいところだと思っております。先ほど簡単に申し上げたとおり、横のつながりというのは非常に大事だとは思っているのですが、例えば、私どもが全く分からない中でいろいろやり取りをすれば個人情報が漏れてしまうとか、そういったことをまず一番は避けなければいけないかなということがありまして、今の段階ではやはりなかなかこういったコミュニティー機能を開放していくというのは難しいだろうという思いで、現状は使用しないというふうに考えています。 今、委員お話いただきましたようにどういう条件がそろったらというのはこれから考えていく必要があるかと思っておりますが、ただ、やはり内定前の職員ではない状況の中での

内定者というだけでも個人情報の管理という中では少し慎重にやはり区としては取扱う必要があるのかなというふうに考えておまして、その辺りは今後の検討課題というふうに、今の段階では思っております。

会長 まず先に委員、どうぞ。

委員 3点ありまして、まず1点目が資料1の4の(1)の物理的対策のところ、非常に細かくて申し訳ないんですが、説明の文章のティア3相当というご説明で、文章もそうなるんですが、特記仕様書のほうではティア3以上相当となっております。私が思うにはティア4のほうがいいでしょうということで、特記仕様書のほうが妥当だと思うのですが、これはどう考えたほうがよろしいのかというのが1点目ですけれども。

区側 申し訳ありません。ここですね、ご質問がちょっと聞こえなくて、申し訳ありません。

委員 物理的な対策で、ティア3相当というふうに資料には書いてありまして、資料1-2ですね、それでご説明もそうだったんですけども、後ろのほうの資料1-7の特記仕様書の3の(1)、こちらではティア3以上相当となっております。やはり考えるとティア4でもよろしいのではないかと。ティア4でも妥当ではないかと思しますので、特記仕様書のほうが妥当かなと思うのですが、ここはそういう理解でよろしいか確認をしたいというのが1点目です。いかがでしょう。

区側 おっしゃるとおりで、特記仕様書に書かれているものがふさわしいと思いますので、そういったご理解をお願いします。

委員 続きまして、2点目なんです、資料1-2の4の(2)のエでデータの保存期間とございます。年度末の3月31日までということでご説明もいただいておりますが、後ろのほうの資料1-5の内定者マイページへようこそ、こちらですと入庁するまでの間となっておりますよね。ここで、全員皆さん目黒区の場合は4月1日入庁なのでしょうかとということですね。よく2日以降1か月遅れとかですね、そういう入庁の場合も考えられるんですけども、皆さん4月1日という理解でよろしいのかどうか。そここのところはいかがでしょう。

区側 今お話いただきましたように、本区職員の場合は基本4月1日付で採用しておりますので、今回の内定者の管理ツールで使う内定者についてはお話いただいたとおり4月1日採用ということでございます。

委員 分かりました。

 関連なんです、データ削除の日ですね、これは4月1日を予定しているのでしょうか。それともやはり1日にはいろいろと事情があるので、以降、適当な日に削除するというふうに考えていらっしゃるのか、そこはいかがでしょう。

区側 データ自体はあまり長く持っていることはやはりよろしくないということだと思いますので、早めに削除するべきだとは思っておりますが、必ずしも4月1日にすぐできるかどうかというのは業務上のこともありますので、できるだけ早い段階で必要なくなった情報については削除する、そんな対応を考えています。

委員	そうしますと、4月1日から削除するまでの間のデータの保存のセキュリティみたいなものは、何か特別なことはされるのでしょうか。
区側	特段、今のところは通常どおりの、実際、職員の採用が始まっていくのが8月以降になっていきますので、その間は4月若干ちょっとですね、これまでと同じようにきちんと管理していくと、そんなような考え方で今のところはおります。
委員	適切な管理をしていくということで理解すればよろしいですか。
区側	はい。適切な管理をきちんと行っていくようにいたします。
委員	分かりました。そこのところは、はい。 最後、すいません。説明であったのかもしれないですけども、資料1-4の別紙1をご覧いただくと内定者や人事課とクラウドサービスがインターネットで接続になっているわけですね。そうするとその個人情報保護のセキュリティがどのように担保されているのか、インターネットを使ってやり取りをするとセキュリティがちょっと怖いかなと思うのですが、資料1-3のSSL通信を使用すると、これだけで担保しているのかどうか、ほかに何かあるのか、ちょっとここは個人情報保護のインターネット利用についてどうしているのかちょっと教えていただけますでしょうか。
区側	ちょっとお答えになっているかどうか分かりませんが、SSL通信を使って暗号化していくことによって、基本的には対応をしていくというふうに考えております。
委員	よろしいですか。そうしますと、内定者からクラウドサービスへの行き来については、これはクラウドサービスが行うセキュリティに頼ると、こういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。
区側	基本的にはそういうような形になろうかなというふうに思います。
委員	はい。分かりました。結構です。
会長	次の委員。
委員	私も何点かあるので、1つずつ伺ってまいりたいんですが、資料1-2で、4の(2)人的対策の中で、まずイで人事課の管理体制とあるんですけども、この情報を見られるのは人事課の職員の方の中で限られた方と理解してよいのか、それとも例えば、人事課以外でも配属先の課の方が見たりだとか、そういうことも想定されるものなのか、まず伺います。
区側	今のお尋ねの件につきましては、内定者の情報については人事課の中でも特定の職員だけという形で考えています。特段まだ内定者ですので、配属先も決まっていませんので、ほかの人事課以外の職員が見るということはまずありませんし、少なくとも人事課内でも限られた職員しかこのデータは通常は使わない、そういう考えてございます。
委員	ありがとうございます。

それから、その下のウの内定者の同意を得ますよということなんですが、これは仮に得られなかった場合、例えばどうなるのか。このツールが内定者にとって必須のものになるのか、それともその場合はまた別の方式でアプローチしていくのか、どうでしょうか。

区側 基本ご同意をいただければ、このツール上での管理はしていかないというふうに考えています。ですので、現状と同じようにメールですとか郵送もしくは電話等で、やり取りをさせていただくしかないかなと思っておりますが、基本はご本人から同意をいただかない限りはこのツールは活用しないということになります。

委員 もう1点。今度1-3のほうなんですが、イの端末の管理の丸ポチ3つ目で、データを移行するにはウイルスチェックをとるところです。このデータの移行というのは、先ほどちょっとご答弁の中にも出ました内部給与システムとか、そこへ移行するということなのか、どういうことですか。

区側 採用内定者が採用された場合には区の職員となりますので、区の職員は現在、人事給与システムという別のシステムで職員情報を管理しておりますので、内定者の情報をそちらに移行するということでの記載になります。

委員 その場合の移行するデータなんですけれども、これは取扱う個人情報資料1-2の3(2)に書いてある中で、例えば併願先状況(任意)というような、これって多分内部の人事給与システムにはないのではないかなと思うんです。ですから、この中でも必要な部分だけを移行するというところでよろしいのでしょうか。

区側 おっしゃるとおりです。当然、人事給与システム上、必要となる情報を移行していくというふうに考えております。

委員 ありがとうございます。

会長 次の委員。

委員 私から2点あります。まず1点目として、ツールの中で例えばFAQとかアンケートとかがありました。例えばですけれども、いろいろな回答結果で配属後にもしかしたらフォローが必要だったりするとか、そういったことがもし出てきたりした場合はデータを消したりすると逆に不都合な部分が出てきてしまうのかもしれないなと思ったんですけども、これに関してはいかがお考えかお聞かせください。

2点目なんですけれども、資料1-1では1の導入目的の最後の部分で、採用業務への効果的な反映もこのツールで行っていくというふうになっていました。そこに関して、項番4の情報セキュリティ対策の(2)のエのところではデータを削除していくというふうにこちらにも書いてあるんですが、この採用業務への今後の反映に関しては、個人が特定されない範囲で何か集計結果を納めていくようなイメージなのか、ここに関して教えてください。

区側 1点目のお話で、基本的にアンケートの内容については、今後ですとか、それから先のいわゆる区の職員の採用計画ですが、どういう人材をどんな形で集めていくかとか、採用していくかという戦略的な計画をつくっていくというようなことに活用していきたいという

ふうに思っています。

ただ、例えばアンケートの中でご本人が採用後にどうしてもこういった事項に配慮してほしいですとかということで、いわゆる人事上の配置を含めた配慮事項があるのであれば、そのデータを消すというよりは、新しい職員としての人事給与システムの中にそういう配慮事項があるといったところを記載していくことになるかなというふうに思っています。そういう意味では、内定管理者ツールの中に残しておくというところは想定しておりません。

採用業務の効果的な取組ということで、委員お話いただいたのはデータの活用ということかと思うのですが、基本的に今ここで考えている効率化というものは、まずは作業量をどう少なくしていった効率的に業務をしていくかというところを考えておまして、先ほどアンケートの中でお話をさせていただきましたが、こういった中でどう結果的にやっていくかということは、データを残すということではなくて、それを分析したものをどう次に進めていくとかか、別のところでやっていく、このシステムを活用するというふうには考えていないといった状況です。

委員 確認なんですけれども、資料1-2で項番3のところなんですけれども、個人情報内容としては、内定者は登録する情報のほかに配慮事項に関してもデータを移行する可能性があるというふうなことで間違いないですね。

区側 基本的にはそういったものを登録してくださいということではなく、例えばご本人から申出があったりしたときにですね、こちらから要求するのではなく、ご本人から出されて来るケースがあるかもしれないという中では、先ほどお話したようにそれは職員も採用後も必要な情報であれば端末に保存、ツールに残すのではなくて、現在使っている職員の人事給与システムの方に取り込むというふうに考えております。

委員 ありがとうございます。

会長 それでは、皆様方、そろそろよろしいでしょうか。
それでは、採決に移ります。本諮問につきまして、賛成の方、挙手をお願いいたします。
(賛成者挙手)

ありがとうございます。反対の方、挙手をお願いいたします。
(反対者挙手)

ありがとうございます。採決の状況をお願いいたします。
申し訳ありません。賛成の方、もう一度挙手していただいてよろしいですか。
(賛成者挙手)

ありがとうございます。改めて、採決の状況をお知らせください。

区側 賛成15名、反対2名でございます。

会長 ありがとうございます。賛成15名でございますので、本件諮問については承認といたします。ありがとうございました。

(2) 低所得の子育て世代に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る事務の外部委託について

会長	次に、諮問事項（2）低所得の子育て世代に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る事務の外部委託について、区から説明をお願いいたします。
区側	（資料により説明）（約5分）
会長	ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくをお願いいたします。 それでは委員をお願いします。
委員	資料2-2のところですけども、この委託業務のところではイのところの内容でですね、封入作業があるということなんですけど、この間、ずっと封入に関して入れ間違いということまで個人情報を漏えいしてきたと思うんですけども、これを再度しないようにするために何かそれに関する担保をするような作業の例えばチェックですとか、それに対して同意しないような形でやり方に改めて変更したとか、そういうことがあればちょっと確認したいので教えてください。
区側	封入に関する誤送付ですとか、それから、例えば、お二方分の通知を1個の封筒に入れてしまうですとか、そういったミスの防止でございますが、今作業として予定しておりますのは、全ての通知に、1回のその通知にシリアル番号という形で連番を振りまして、それが送付をするときの窓空き封筒から見えるような状況にいたしまして、その番号をですね二重でチェックすることによって、例えば、イレギュラーの欠番のようなものがあれば何らかのミスなり何なり発生しているということですので、そこで改めて点検をして誤送付の防止をしたいというふうに考えているところです。
会長	次の委員どうぞ。
委員	これは以前、審議会で諮問した同様の給付金支給というものが以前あったと思うんですけども、そこと同じ外部委託業者を使われたんですか。 あと一つ、質問です。あと2つ目の質問は、資料2-3の4のところに関連の給付金事業を実施することになった場合は、上記の範囲内で委託を行うと書いてあるのですが、これは審議会にはかけないということですか。理論的に同じようなものであれば審議されて承認されたということで進めるということですか。
会長	お願いします。
区側	ごめんなさい、1点目がちょっと聞き取れず、申し訳ないです。
委員	1点目は以前その給付金を支給するというので、必要な人に個人情報をもらって、それで銀行にそのお金を入金するというのを区は以前やっていたと思うんですけども、そこでもやはり外部委託者を使っていたんですよね。それは承認されたところなんですよね。そこと同じ業者をお使いになったんですか。

区側 失礼いたしました。ありがとうございます。これまでも令和2年度、3年度と国から同様の給付金をやるようにということが発生していたんですが、これまでの場合は内部の職員の応援であるとか、あとは給付金が決まってからですね、国がこの辺までに振り込んでくださいという時間的な余裕などがもう少しありましたものですから、委託をしないで実施してきたというところですよ。

今般、そういった余裕がないような状況でして、他自治体で実績のある事業者に委託をしたいということでお諮りをしている次第でございます。

それから2点目の4の類似の事業でございますが、こちらを改めて同じようなものにつきましては、本審議会に諮問しないですというふうに認識しているんですけども、これまでこういった国の給付金ですね、コロナの状況になりましたから度々同じようなものが繰り返しやってくれということが急に決まるというような状況がありますので、同様な状況が確定しましたら、もちろんこの個人情報の範囲を超えない形で委託のほうを考えたいというふうに考えているところです。

会長 次の委員。

委員 2点あります。1点目は先ほどの委員からの質問に関連するんですけども、封入封緘に当たってシリアルを振ってチェックしますよということで、本当に誤封入というところが立って続けにあったので、やっぱりここが一番センシティブなかなと思っているんですが、この窓空き封筒でシリアル番号とチェックする、そのチェックする人は委託先の事業者さんなのか、それとも区の職員が行うのか、その役割分担をしていただきたい。これが1点目です。

2点目が、その次のページ、資料2-3のところで、基本的に区が定めた場所でのみ個人情報を取り扱うオンサイト委託ということでしたが、(3)のイのところで、それ以外の場所での作業については、区職員が運搬の上取り扱うとありまして、それ以外の場所という、これは念のために書いたということなのか、それとも想定され得るのか、またやるとしたら、これは区役所の中ということなのか、あるいは区役所の外に持ち出すこともあり得ることなのか教えてください。

会長 お願いします。

区側 それでは、2点お答えいたします。

1点目の封入のときのシリアル番号のチェックですが、基本的には、委託事業者にて二重でチェックしていただくということになりますけれども、最終的には職員側でも確認をしたいというふうに考えてございます。

それから2点目ですけども、それ以外の場所というところなんですけども、委託事業者にてそれ以外の場所に持ち出させて作業をするという意味ではございませんで、それ以外の方に持ち出すというのは、区職員の側が作業上、ほかの場所に持ち出す場合がありますということを想定してございます。

委託事業者の受託者につきましては、作業させないということでございます。今回、執務室に関してしまして、繰り返しですが、子育て支援課の手当医療係の作業室を予定しておりますけれども、そこから子育て支援課の本課のほうに、特に複雑な事情があるような申請書などについては、運搬しまして検討する必要があると想定されておりますので、そういった内容を記載させていただいたという次第です。

委員	結構です。
会長	次の委員。
委員	<p>まず1点目は資料2-2、(2)に表がございまして、一番下のコールセンター業務、その一番右に取扱う個人情報がかかれてはいるんですけども、聞き取りによる個人情報の取扱いは、収入状況と児童養育情報だけに限定されています。これは2-3の(3)のウ、コールセンター業務等で個人情報を含む問合せ内容の記録に使用したメモ等ということで、これはこっちの表にある2つの収入状況、児童養育状況以外でも当然いろいろとメモをすることが想定しているように書いてあります。どちらかというところはウのほうが妥当な感じがするんです。やはりいろいろとコールセンター業務をするといろいろな個人情報が出てくる可能性があるんで、ということで、資料2-3のほうが妥当であって、たまたま表のほうは書き漏れをしていると、こういう理解でよろしいでしょうかというのが1点目ですが、いかがでしょうか。</p>
区側	<p>こちらは、今、委員ご指摘のとおり趣旨でございまして、資料2-2のウの表の部分の聞き取りによる申請者の収入状況、児童養育状況ですが、取扱う個人情報といたしまして、こういった内容を聞き取らせていただく場合がありますということになります。</p> <p>これはどういったところを想定しているかと申しますと、今回の給付の対象者に、新型コロナウイルスの影響などで家計が急変して収入が短期間に急激に落ち込んだ方というものが対象に含まれております。その辺につきましては、どういった状況で収入が急激に減ったのかといったようなところを聞き取りをしなければいけませんので、そういった聞き取りの際のメモが発生して、それについては、先ほどの資料の(3)のウのところにあるような形で適切に取り扱っていきたいというふうに考えているものでございます。新型コロナウイルスの影響についても現在かなり収まってはまいりましたが、まだまだです。ね感染による後遺症などによりまして、急に収入が減っていくというような方もいらっしゃいますので、そういった方に対する状況の聞き取りというものを、2-2の表のウのところでは想定しているというものでございます。</p>
委員	<p>よろしいでしょうか。すいません。私の質問の仕方が悪かったのかもしれないのですが、収入状況、児童養育状況を聞き取るのはよく分かるのですが、コールセンター業務をするとそれ以外のいろいろと個人情報が相談者の方からいろいろと入る可能性があるのではないかと、そこのところもやはり受託者の方には、あなた方はそういうところも取り扱う可能性があるんですよということをしかりと認識を持って個人情報の取扱いを適切に行ってもらうようにするためにも、ここにはこの2つだけに限定しないで、その他いろいろと個人情報がありますよということを受託者には明確にお伝えいただいたほうがいいと、こういう意見ですが、いかがでしょうか。</p>
区側	<p>失礼いたしました。ありがとうございます。おっしゃるとおりでございまして、その点、資料3の(3)のウにつきましますメモは、相談の中で、このコールセンター業務の表のところに書いてあるもの以外の個人情報というものも当然メモとして発生する可能性というものはございますので、それにつきましては資料2-2の表の内容を整理いたしまして、事業者のほうには個人情報の保護ということで伝えてまいりたいと思います。ありがとうございます。</p>

委員

よろしくお願いします。 続いてよろしいでしょうか。

それで先ほどご質問があつて、私も確認したかったところなんです、要は委託業務は全て区の執務室で行うということが先ほど確認できましたが、そうだとしますと、この辺で書かれています、例えば資料2-3の(3)のウで書いてあります個人情報の取扱いで、処理後不要となるものは、溶解等の個人情報が漏れることのないように適切な処理を行うこと、処理後、一定期間保管が必要なものは常時施錠された保管庫で保管するなど、セキュリティを適切に確保すると、最もなことなんです、庁舎内で作業するのであれば、例えば、処理後不要となるものは即区に引き渡すとか、それで保管庫も区が用意した保管庫に保管して、必要がなくなったら区に引き渡すということで、溶解や何かを事業者に任せる必要はないのではないかと、区に直接引き渡してそれをしっかりと確認したほうが個人情報保護の上では適切なような気がするんですが、一々なぜ業者にこういうことをさせるのかと、ちょっと理解し難いのですが、そこはいかがでしょうか。

区側

こちらの保管庫につきましては、区側で用意したものにつきまして、一定期間個人情報等のメモが発生したものを保管していくようにという運用をしたいというふうに存じます。表記上、溶解ですとか保管などにつきまして、委託事業者にちょっと任せてしまうような表現になっておりますけれども、今のご指摘のとおり、区側で用意します保管庫に保管をさせて、そういった個人情報については執務室内ということもございますので、最終的な処理等につきましては区の側で責任を持って運用できる体制を取れますので、そういった運用をしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

委員

ありがとうございます。そういう形で個人情報がしっかりと、業者がやっている間はしっかりと業者に責任持って管理させますけれども、終わったら責任を持って区にしっかりと引き渡すという形で対応していただくとよりよろしいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

区側

はい。ありがとうございます。

会長

次の委員。

委員

ちょっと質問は1点、資料2-2のところ、大きな3の業務委託のところの(2)です。この業務委託をされる先というのは相当信頼関係があつて、そういう業者を選んでいきますよということがあると思うんですけども、その中のアのところですね。ここに業務について、申請書類の審査というところがありますよね。私が勝手に思うのは、審査を区がしなくて、こういう業者のほうにさせるのですかと。審査ということは、その後、可否も当然関連してくるんじゃないかというふうに思うのですけれどもね、今のところも関係しているかどうかは分かりませんが、このところ、審査ということはどういうことを言おうとしているのか、私が今申し上げたことなのかどうかということでもあります。

というのは、もう一つ、資料の3-4、後の項目の中で出るかどうか分かりませんが、ちょっと項目は違うのですが、こちらは家事の支援ですが、この④のところ、内容の審査については、利用可否の決定について区がやりますと。この項目は違うのですけれども、この違いは何なのか。一方では業者が審査して、こちらは区が行いますということがあるのですけれどもね、この違いは何なのかということをご説明いただきたいと思います。

区側	<p>まず、大前提といたしまして、最終的にこの審査結果によって給付の資格があるかないかの可否決定については、当然、区が国からの事業を行いますので、区の責任の下に決定するということをございます。</p> <p>この審査ですけれども、今回の対象者の方につきましては、ひとり親の方で児童扶養手当を受給しているというふうなですね、比較的分かりやすく形式だけで受給資格が発生するだろうというふうに分かる方と、また、QAなども用意しますけれども、かなり家庭急変などの状況が複雑で区側の判断がないと受給の可否が分からない方、少数ですが、いらっしゃるということが想定されます。後者につきましては、早めの段階で事業者側から私どものほうにエスカレーションしていただいて、そこで、責任を持って区側が審査、受給の可否を決定していきたいと考えてございます。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ほかの方はいかがでしょうか。 では、まず、委員どうぞ。</p>
委員	<p>本件は国の事業ということで、別紙のほうで、低所得者の子育て世帯の給付、ここに書いてある部分で、費用について、事務費については全額国庫負担というふうにあるのですが、実際に受託者というところ、業務委託する相手方を選ぶのは区だというふうに理解してよろしいですか。すると、その際にはコストを優先して決めるということでもいいのでしょうかというのが一つと、そうすると、随分この業務は委託する業務がすごく多くて、区のやる業務というのは、給付の対象者の特定ということに限られるのでしょうか。 という2点、お願いいたします。</p>
区側	<p>まず、1点目ですけれども、事務費、ご指摘のとおり全額国庫負担ということになっております。こちらは事業者の選定に当たりましては、今回お諮りしておりますように、個人情報の保護ということがおざなりになってはいけませんし、また、こうした給付の部分に関しまして、経験を持っている、ある程度しっかりとしたQAをお持ちで、コールセンターに耐えられるという部分も必要ですので、コスト優先ということではなく、そういった業務をしっかりできるところに委託をしていきたいというふうに考えております。</p> <p>それから、2点目ですけれども、そういった決定の部分だけが区ということではなくて、こちらは大きな通知の封入の作業ですとか、それから、受給の審査で資格があるかどうかというのを確認するのが簡単な部分ということについては、委託ということをお願いしていきますけれども、かなりケースバイケースで、複雑で検討を要するような方というのが想定されますので、そういった部分については区側が責任を持ってですね、審査から決定まで見ていきたいと考えております。</p>
委員	<p>それぞれ委託業者の候補となる会社というのは、何社ぐらいあるのですか。</p>
区側	<p>今、他自治体で実績があるですとか、そういったところで見積り等をお願いしているところは、現在は2社です。</p>
会長	<p>次の委員。</p>

委員	<p>2点、お伺いします。転入、転出の基準日はいつになるでしょうか。</p> <p>もう一点が、過去、何回かされていますけれども、前回あったかどうか分かりませんが、区民からの問合せ等、どのような内容の問合せがあったか、あればお伺いさせていただきたい。</p>
区側	<p>1点目、転入、転出の基準日でございますが、児童扶養手当受給者など、いわゆるプッシュ型で給付する方々につきましては、今年度の3月31日までが基準日となっております。それから、そのほかの方については、申請日の時点で受給資格に当たるかどうかというところで判断をいたします。</p> <p>過去の問合せ内容ですが、やはりそういった基準に該当するかどうかという方がやはり多くございまして、ひとり親ということであっても正式に離婚等が成立して、ひとり親の方だけではありませんので、そういった方でどのような条件を整えば対象になるかというような問合せが、やはり多かったと思います。</p> <p>失礼しました。先ほどの基準日ですけれども、訂正いたします。プッシュ型の給付につきましては、今年4月に児童扶養手当を受けている方というのが対象になりますので、令和4年3月31日を基準に決定しているという。失礼いたしました。今年度じゃなくて昨年度の3月31日です。おわびして訂正申し上げます。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>それでは、よろしいでしょうか。</p> <p>次の委員。</p>
委員	<p>蒸し返すようで申し訳ないのですが、区でも何度か起きている誤送付を確認するために、業者の後に区でもまた確認するというので、シリアルナンバー等を目で確認するのだと思うのですが、数が多い場合も、今回の通数、今までの経緯を見ても、数がすくすくなかった場合はそれでいいと思うのですが、数が多くなってきたときに、なかなか目で、何桁あるか分からないのですが、シリアル番号同士を突き合わせて、それが同じかというのを業者がやって、区でやるということの労力をいろいろ考えたときに、他区はどういうふうにやっているのかも含めてなのでは、何となくイメージ的に中身と封筒にバーコードを置いておいて、それを照合して同じだったらオーケーだよとかいうような、何かそういうデジタルを活用した突き合わせみたいなことがあると、もう少し間違いも減るだろうし、労力的にも減るんじゃないかなというふうに思うのですが、その辺、どのようにお考えか、お聞かせください。</p>
区側	<p>ご提案のとおり、バーコードのようなデジタルで一致性を確認するというのも一つの方法かと存じますが、今回、私どもが想定しておりますのが、資料2-1の表にありますように、約2,600世帯ということでございまして、この中の低所得のひとり親等世帯分の児童扶養手当の受給者ということが、結構、ロットとしては大きなところを占めているということもございまして、その部分を委託して申請書など必要書類を封入して送っているということに関しては、一遍に大きな数が発生するというのはあまり想定しておりませんで、シリアルナンバー形式で、委託業者側と職員側のチェックでもってやれるというところで想定して、今回このような運用にしたいと考えておるところでございます。</p>

会長	一度に大量に、2,600世帯について、一気に発送するからではないという。
区側	そうです。申請ですとかの状況に応じて、年度内で一定数ずつ発送していくと。
会長	個々の状況に応じて、都度送付が発生するから、目視で対応可能であるという理解でいいということですね。
区側	はい、そうです。そのとおりでございます。
委員	ケースバイケースだというのはよく分かります。一遍にたくさんやらなくても起きたこともあったと思うのです。たしか2通だか出して、それが全然違っていたということも、実は過去にあったはずなんです。人間の目をどこまで信じるかというのは、信じちゃいけないというわけではないのですけれども、やはり、個人情報漏洩なりミスはどこまで減らすかということを考えて、目で見つつ、もしかしたら通数が少ないからと油断するんじゃないかと、多くても少なくても確実な方法を考えていかなきゃいけないんじゃないかなと、別にバーコードをやりなさいということは申し上げませんが、ただ、そういうことを、例えば他行政を見ながら、どうしてそこではミスが起きていないのかということを含めると、行政の職員を、いつも起こらないように研修させますというようなことはおっしゃるのですけれども、そうじゃなくて、もうこういう時代なので、人間の手だけじゃなくて、できる方法があれば、初期投資はもしかしたらかかるかもしれないけれども、ミスが起これば安全にそれができるという方法を考えていく、今回、別にそれをしろとは言いませんが、考えていかなきゃいけないんじゃないかなとは思っていますので、そこはぜひお考えいただければと思います。
区側	委員ご指摘の部分でございますけれども、まさにそのとおりでございます、デジタル技術を使いながら、どう個人情報のミスを、誤送付をしないか、そこは非常に大切な観点だと思っています。通数が少ないから事故がないということではありませんし、通数が少なくても事故が起きるときは起きるという視点に立って、委員ご指摘のことを踏まえて全庁でどうやっていくかということは、今後検討させていただければと思います。ご指摘ありがとうございます。
会長	ありがとうございました。 それでは、よろしいでしょうか。 採決に移ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手) ありがとうございます。反対の方、挙手をお願いいたします。 (反対者挙手) 採決の状況をお伝えください。
区側	賛成17名、反対0名でございます。
会長	ありがとうございました。全員賛成ということですので、本件諮問について、承認といたします。ありがとうございました。

(3) 家事支援用品の購入支援事業の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて

会長	続いて、諮問事項（3）家事支援用品の購入支援事業の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いします。
区側	（資料により説明）（約10分）
会長	ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。 委員どうぞ。
委員	資料3-2の(3)のところにファイル交換サービスのことが書かれておりますけれども、データが含まれているものをファイル交換サービスで送られたこのメールは誰が見て、どうするかというのが決められているかどうか教えていただきたいと思います。 このファイル交換サービスを利用して転送された個人情報のデータに関して、画面だけを開いて確認して作業をするのか、紙ベースに落とすのか、例えばデータを端末に保存するかという、細かいことが決まっているのであれば教えてください。 あと、資料3-4の⑥、これも先ほどと内容がかぶってしまいますけれども、利用の可否の決定通知を送付するということですが、これに関して、誤送付しないための何か対策を取っているのか、あればそれも教えてください。 あと、資料3-5の⑩ですけれども、業者がデータを消去するというので、届出の提出が、別紙3のところに消去証明書となっておりますけれども、この消去証明書の内容をもってして、本当に消去できているのかどうかというのを、担保できるのかどうか、確認をさせていただきます。
会長	お願ひいたします。
区側	それでは、まず、1つ目のご質問でございました、データを送付する先の事業者でございますが、責任者の届出書を提出してもらい、データを端末に保存する形になりますけれども、使用後に廃棄することを決定していただくように考えてございます。1問目のお答えとさせていただきます。 次、利用可否決定通知についての誤送付がないようにということにつきましては、手作業でする内容になるかと考えておりました、ダブルチェックの徹底ということは、必ず事業者には指示するように考えているところでございます。また、封入に関して、どのぐらいの人員体制でもって作業するのかということが、きちんとこちらで確認を取って、人員体制が取られていることを確認したいと考えているところです。 最後の3問目の質問であります、こちらにつきましては、手続きにのっとってしっかり破棄していただくということで、その書面の提出をもって確認という形を考えているところです。
委員	再質問ですけれども、そうすると、責任者の方だけがファイル交換サービスのメールを見るということなののでしょうか。ちょっとその辺を確認したい。紙ベースにはプリントアウトしないということよろしいですか。

区側 はい。

委員 あと、先ほどの利用可否の決定通知の件ですけれども、手作業でダブルチェックとおっしゃっていましたが、このたびダブルチェックということでしたにもかかわらず、誤送付が発生しているということなので、このダブルチェックをもってして大丈夫だというふうにはとても言えない状況だと思うのですけれども、これ以上の、何か誤送付をしないための対策が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

あと、データ消去の消去証明届のことですけれども、私が言いたかったのは、この証明書を出したからといって、必ずこれで消去したということが確保できるのかどうか、私は非常に疑問なのですけれども、もし、セキュリティ所管課のほうで、この証明書の内容で大丈夫かどうかということを、この内容、項目でいいかどうか、お答えいただければと思います。

区側 一般的にデータの消去証明書なのですが、この紙だけでいいのかと言われますと、基本的に区の運用では、それではちょっと足りないというふうに認識をしております。消去された画面のキャプチャー、消去前と消去後というところをつけてもらって、初めて消去されたという事実を確認するというのが一般的な流れですので、本件についてもそのような運用で所管課にはお願いしたいと思っております。

区側 では、再度の質問の1点目でございます。ファイル交換サービスにつきましては、情報政策課で各課に割り当てているIDを使用してもらうというところで、相手先がいつファイルをダウンロードしたかなど全て区側で把握できるということになってございます。そういうことで確認は取っているということでございます。

それから、封入、封緘での誤送付というところでの対応を、さらに対応策がないかということのご質問であったかと思えます。こちらにつきましては、窓開きの封筒を使うことによって、確実に相手方という、中身と外身が違うということのないようにということも、一つ考えているところでございます。

そういった細かいことも考慮しながら、誤送付のないように、業者とともに対応を考えていきたいと考えているところです。

それから、消去証明のことについては、行政情報マネジメント課からご説明もありましたが、私たちの課としましても、事業所に立入りといいますか、検査をすることも一つ念頭には置いてございました。

会長 次の委員。

委員 この事業がですね、私、そもそもいまいち理解ができなかったのですけれども、保育サービスを利用していない子どもを育てる家庭が対象であるということですよ。そういうところにこうしたような形で支援を行うと、それで、対象の児童1人につき5万円ということですから、世帯ではないので、対象児童数という、そういうことになるのですよね。その経緯、それから、目的などがしっくり来ないというか、どういうことで、こういうような事業が展開されたのかなというのがしっくり来ないというのはあるのですが、しかし、東京都がそういうことで支援するというのなら、それは区のほうとしては個々にやられるということは実のあることですから、よいかと思えますが、その際に、委託の理由として出てきて、ちょっと引っかかったのが、資料3-1の、専門的な技能及び知見を有する民間事業者に委託するという、この知見というのが、いまいちよく分からなかったのですけれども、こう

したことをお書きになった、業者の条件ということは、どういうことを想定されてこう書かれているのかということをお伺いしたいと思います。

区側

この事業そのものは、東京都がこのような事業をしますというふうにご下ろしてきたという経緯もございますけれども、区として、この事業をしようというときに考えたのが、やはりコロナ禍において、ちょうどご出産の前、妊娠期から現在、2歳児、3歳児に至るまで、ちょうど保健事業がストップされたり、期間が遅くなったりという状況にあったこと、それから、保育サービスを利用していないご家庭においては、なるべく気軽に相談できるような場所に足を運んでいただきたいということで、ふれあいひろばや児童館もあるわけなのですが、そこも今は人数の制限があったり、予約制であったりということで、そういった気軽に相談できる場所に繋がっていないご家庭が、特に保育サービスを利用しないで家庭保育をしているという状況に置かれて、そういう方への支援というふうにご東京都が考えたということであり、そこの意向としましては、目黒区としても同意できる部分がありまして、この事業を目黒区もするというふうにご判断したというところでございます。

そこで、ご質問の部分でございます。事業者の知見というところでございますけれども、今回、こういったものを申し込むに当たっても、なるべく非接触でといいますか、電子での申込みということができるようにするようにというふうなことも、東京都からのお話がありました。そういったことで、家電申込み方法につきましても、また、その専用サイトをつくることにおきましても、専門的な知見をいただいていたというふうなことがありました。

この事業そのものが、とうきょうママパパ応援事業というものの一環でございます。これまでママパパ応援事業の中でそういった物品を送るというような事業経験をしているところの百貨店であるとか、似たような事業をしているところが、これまでもあるということで、そういった今回の事業についても、経験ある事業者のほうで考えていただけたらという考えで、委託を考えたというところであります。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

次の委員。

委員

今のウェブサイト構築のところの話なのですが、資料3-2の表の2番目の項目だと思いますが、ウェブカタログ等を作成・構築するというところで、この部分はお任せにしちゃっているふうにご読めて、セキュリティとか、その辺の対策は大丈夫なんだろうかと不安に感じました。区が情報セキュリティを見ていらっしゃる直轄のセキュリティのほうは、そこは信じているので、ちゃんとしていると思うのですが、この件については、そのところは仕様書上も特段のそのようなものはなさそうに思うので、お任せで少し不安な感じかなと思われました。

特に、この辺の個人情報を管理する責任が、この場合は業者にあるということなのかなというふうにご思うのですが、そうだとすると、特に注意する必要があるんじゃないかと思って、そこのところの対策をお聞きしたいと思います。

区側

これから、今回、補正予算案が通ったならば、速やかに事業者の選定に移るわけなのですが、委員のご指摘のように、やはり個人情報をしっかり守っていただかなくては行けないので、今回、仕様書にそういったことを書き込みながら、また事業者としっかりお話をし、安全第一にやっていただけたらというところで、選定ができることをこちらでも考えてい

るところです。

委員 区のセキュリティを見るような、こういう審議会の場だと思えるのですけれども、そういうところでのチェックはちゃんと通るようなものなのではないでしょうか。

区側 補足させていただきます。本件につきましては、区のチェックする場面の案件というものを既に通って、この場にかけていただいているという状況になります。本事業を行うに当たりまして、資料3-6ページに記載の、いわゆる標準の仕様書、ティア3ですとか、セキュリティを担保するというようなものを用いるという前提で、今回お諮りをさせていただいております。ほかのクラウドサービスの利用ですとか、そういったところと同様に一定のレベルが担保されたものを使っていくということでございますので、選定に当たってはそこを最低限のレベルとして、事業者をこれから選んでいくというフェーズになりますので、ご安心いただけるものと思います。

委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 次の委員、どうぞ。

委員 これから業者さんを決めるということなので、気がついた点をお伝えいたします。
まず、資料3-5、⑨の※のところなのですが、この内容だと、処理後不要となったものは溶解等の個人情報漏れをしないよう適切な処理を行うこと、これはそのとおりでいいと思うのですが、先ほど出ました消去証明届と同じような形でですね、廃棄届というものをしっかりと区へ出していただいて、区がそれを確認するという形にしたほうがよろしいのではないかとというのが、1点目です。

もう一点は、処理後、一定期間保管が必要なものについて保管庫で保管することという定義しか書いていないのですが、これにつきましても、業務が終了して不要になった場合は、きちんと溶解等を行って、それで溶解等をしたら、廃棄届をしっかりと区に提出をして、区が確認をすると、こういったところまでしっかりとされたほうが委託事業者さんに対する個人情報のセキュリティの確保になると思いますので、気がついたので、まずここが2点目です。

もう一点は、特記仕様書なのですが、資料3-7、項目の第13条です。これは右を見ますと、クラウドサービスを利用する場合があるということで、逆に言うと、クラウドサービスを利用しない場合があるというふうに読めるのですが、仮にクラウドサービスを利用しない場合、変更前の標準特記仕様書では甲の承認が必要になっているのですけれども、変更後の規定内容になると、甲の承認が不要になってしまいます。要らなくなってしまいます。そうすると、個人情報保護の観点からは後退になってしまうと思います。

ということで、このところは、クラウドサービスを利用しない場合は、やっぱり区の承認を取る必要があると思いますので、書き方はいろいろとあるかと思うのですが、例えば変更後のものにして、逆にクラウドサービスを利用しない場合は変更前の標準特記仕様書の表現を残しておくとか、付け加えておくとか。つまり、変更後の特記仕様書の中にクラウドサービスを利用しない場合は、乙は甲の承認を得なければならないというのをくっつけておくとか、何かしないと個人情報保護の後退になる可能性があるのでは、そこが気になったので、ご検討いただければと思います。

区側	貴重なご意見ありがとうございました。委員の意見を採用するというか、こちらのほうで対応できるようにしておきたいと思います。ありがとうございます。
委員	よろしくお願いします。
会長	次の委員。
委員	1点だけありまして、先ほど他の委員からあったのと同じ場所になりますが、資料3-3で、場所かというと、上から4行目、処理後、一定期間保管が必要なものと書いてあるのですが、けれども、これは具体的にどういったものになるのか、この文章だと分からないのですが、可能だったら、具体化したほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。
区側	ご意見ありがとうございます。具体的に一定期間保管が必要なものということを、今、ここでご説明する材料を持ち合わせておりません。こういう状況が生じたならばという想定で書かせていただいたという部分がございますので、しっかり想定したいと思います。
区側	補足させていただきますと、この一定期間保管が必要なものというのは、例えば、1回電話を受けてですね、その場ですぐ解決できない案件ですとか、翌日に持ち越さなければいけない案件というものがあったりします。そういった場合にですね、しっかりと保管をしていく、そういったことを想定した記述でございます。 補足説明は以上です。
委員	ありがとうございました。分かりました。
会長	それでは、よろしいでしょうか。 採決に移りたいと思います。 本件に賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手) ありがとうございます。続きまして、反対の方、挙手をお願いいたします。 (反対者挙手) ありがとうございます。採決の状況をお知らせください。
区側	賛成16名、反対1名になります。
会長	ありがとうございます。賛成16名でございますので、本件諮問については承認といたします。ありがとうございました。

(4) マンション管理状況届出制度に係る調査業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて

会長	次の諮問事項にまいります。諮問事項(4)マンション管理状況届出制度に係る調査業務の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。
----	--

区側	<p>本件につきまして、内容のご説明に入らせていただく前にご発言をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。</p>
会長	<p>お願いします。</p>
区側	<p>本件の資料は、審議会資料4でございます。本件、マンション管理状況届出制度でございますけれども、こちら、業務といたしましては、令和2年度に開始をしたものでございまして、本件業務に伴います電子計算組織の外部結合につきましてははですね、事前に当審議会に諮問をさせていただいて、ご承認をいただいていたものでございました。</p> <p>しかしながら、本件業務は外部委託をしてございましたけれども、この外部委託につきましては、当審議会での諮問手続をしてございまして、外部委託を行っていたというものでございました。</p> <p>なお、現在は、本件業務の外部委託を停止しているものでございます。本件の外部委託に関しまして、当審議会への諮問手続が漏れたということにつきまして、お詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。</p>
会長	<p>この件につきましては、私からも一言申し上げたいと思います。</p> <p>情報公開・個人情報保護審議会に諮問すべき案件が事後になったというのが、昨年度も2件ございました。個人情報の取扱いに関して、今日の報告事項でも2件ありますけれども、このところ毎回インシデント報告がありますし、このような事後承認を、もともとの緊急性がある事後承認ではなく、適切な手続を経ない形での事後承認を求めるといものがございまして、個人情報の取扱いに関しての周知徹底が十分になされていないのではないかと思慮いたします。</p> <p>毎回そのたびに研修等を徹底すると言われるのですがけれども、それが続いておりますので、職員一人一人の方々に研修による意識づけというのが十分なされていないのではないかと、悪い言い方ですが、職員の方が重大な情報を扱っているという意識に欠けている、そういう意識が少し緩んでいるのではないかとお考えです。所管の方々も研修等を繰り返し意識づけを行います、研修を徹底しますと言っていらっしゃるのですが、その点は、よりきちんと研修の中身等もご検討の上ですね、いま一度、改めてよく確認をさせていただいて、個人情報の取扱いの重大性ということをご認識いただければと思います。よろしく申し上げます。</p>
委員	<p>今、区からご報告があった関係でお伺いしたいのですが、よろしいですか。</p> <p>住宅課から、要するに外部委託をしていたにもかかわらず、個人情報に関わることの事業を進めていたという連絡が入って、それを行政情報マネジメント課のほうで分かって、それで対応したということですね。これに対する対策として、個人情報に関わることにしましては、行政情報マネジメント課から常に第三者的に区の部署は全てこれを守っているのかどうか、定期的に監査するなり、あるいはチェックを入れるということを条件とするというようなことがない限り、事後、諮問で出てきたのはいいのですが、出てきていないものがたくさんあるかもしれないですね。それをどうやって把握するのか、その辺をお伺いしたいのですが。</p>
区側	<p>行政情報マネジメント課長が回答させていただきます。</p> <p>昨年度も1件ございまして、事後的な案件となって、今回も重ねてということがございま</p>

す。ご指摘の部分はまさにそのとおりでございまして、全庁に手続がされていないものがあるのではないかとこのころは、改めて区としても調べる必要性があると思っております。そういったところを踏まえてですね、具体的に全庁的に案件がないかということころは、この後、取り組みをしていきたいと思っておりますので、また、そういった案件があり次第、ないことを祈りますけれども、あった場合には、適切な処理を行ってまいりたいということでございます。ご意見ありがとうございます。

会長 それでは、改めて区側から説明をお願いいたします。

区側 (資料により説明) (約9分)

会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

 委員どうぞ。

委員 ちょっと遡及適用なので確認したい点が幾つかあるんですが、よろしいでしょうか。

 まず資料4-1で先ほどご説明ありました、要は電子計算組織の外部結合について、令和元年5回のこの審議会で承認を得ているというんですが、当然そのときは区が直営でやるよということころで諮問されているんじゃないでしょうかね。区が直営でやって、そのとき使うとされていたシステムはファイル転送サービスだったんですか。ちょっとそこが分からないんですが。

区側 令和元年にこちらのほうで諮問をかけさせていただいたのは、ファイル転送サービスではなくて、東京都がシステムを持っていて、そちらのほうから、外部から直接入力ができるということころでございます。こちらの方のファイル転送サービスとかではなくて、東京都が開発しているシステムに直接入力して、データの管理につきましては、全て東京都が行うものがございます。区のほうがデータの管理をするということころではございません。情報の取扱いとして、紙で取り扱うところも出てきますし、入力も、紙で出てきたものは区のほうが入力を行うということころなので、外部接続をしてそのシステムを使うことに当たって、個人情報保護審議会のほうでお諮りしたところでございます。

委員 詳細にありがとうございます。確認をしたいのは、要はファイル転送サービスで今回は出てきているわけです。そうすると、ファイル転送サービスについては、この審議会で承認をしていないということになるわけですね。ファイル転送サービスにつきましては、昨年12月に包括的な承認をした記憶があります。でも、それは昨年の12月であって、この委託が始まったという2年12月1日の時点では、当然その包括承認の効力は及ばないわけです。今回は、その17条ただし書の諮問がないということで、やっぱり諮問は17条ただし書を入れる必要があるんじゃないかというのがまず1点です。そうじゃないと、今のご説明であれば、令和元年の5回目の審議会で承認したものと違うシステムに結合したら、その時点でもう一回諮問をすべきはずなんです。それなのに、それが生きていますよという言い方をされてしまうと、審議会とすると、それは違うだろうと言うしかないと思います。だから、令和2年12月1日まで遡及させるのであれば、ファイル転送サービスを使っていたということころであれば、今回の諮問の中に17条ただし書を入れないと、やはり手続ミスになるんじゃないかと、まず1つ目はそう思っております。いかがでしょうか。

区側 その点、行政情報マネジメント課長からご説明させていただきます。本事業の委託を開始した段階においてはですね、ちょっとご説明が不足しているところがございます、メールなりでのやり取りをしていたところがございます。本件、令和4年7月から事業を再開するに当たりまして、ファイル交換サービス、前年度ご承認いただいたものを使って安全にやり取りをしようというところで、手法を切り替えてやるというところがございますので、そういった背景があつての記載というところで、もし遡ってファイル転送サービスをやっていたということがあれば委員ご指摘のとおりではございますけれども、今回はそういった事情がございますので、ご理解いただければと思います。

委員 状況は分かったんですが、そうだとすると、もっと問題があるんです。何が問題かというところ、遡及を諮問されているということは、令和2年12月のときに今回の説明と同じ内容でやっていたという説明をしてくれないと、遡及を認めるわけにはいかなくなっちゃうわけです。つまり令和2年12月1日にはこういうのをやっていたよ、今回、7月からこうなりますよと。だけれども、遡及して、令和2年12月1日からはこうだったけれども、それも妥当だったということも遡及して認めてくれという内容にならないとおかしいはずなので、今回の諮問の仕方で行くと、前にやっていたのと違う、これからやるものを出されて、それを遡及してくださいというのは、ちょっと正直言って、諮問の仕方として変じゃありませんかとしか言いようがないんですが、いかがでしょうか。

区側 その点については、委員ご指摘のとおりですので、ファイル転送サービスと資料4-1ページないし4-2ページに数か所記載がございます。本審議会資料としては、メールなりということで記載を改めさせていただきます、遡及してご承認をいただきたい、このような形で進めさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員 ほかの委員の皆さんのお考えもあるとは思いますが、ただ、私は、手続論からするとおかしいということであって、じゃ、それを内容を変えますということであれば、また皆さんのご判断もあると思うので。それと同時に、やはり遡及をすることになりますと、まず令和2年12月1日から、これをストップしたのは3月だと思うんですが、3月か4月か、そこでストップしたんだと思いますが、それまでは個人情報の保護について、事業所管課さん、それから、個人情報保護所管課さんが、その遡及する期間までの間、きちっと個人情報保護はされていたということを確認しているということも報告いただかないと、遡及について、妥当だったねということは何も言えなくなってしまうので、そこはいかがでしょうか。

区側 それでは、その点について、住宅課長のほうから。私どものほうでは、そちらに記載されている受渡し、それから、保管については、かなり厳しく事業者のほうとやり取りを行っているところがございます。個人情報につきましては、必要最低限の部分だけということで業者さんの方に受渡しというか、マンション管理士会にお渡しして、委託事業者のほうにお渡しして取扱いを行うと。返却に当たっても、破棄しましたという証明書を提出していただくというのは以前からやっているところがございます。帳簿紙での管理につきましても、鍵のかかるところでとか、そういった内容については従前から行っているところがございます。

委員 先ほど事務局のほうからありましたように、取り扱っていたのはファイル転送サービスではなくメールであったという部分を、そこだけ修正すれば、一応今日ご説明いただいた内容

であったというふうに理解していいということですよ、まず1点目は。そのメールでやっていたものについては、今の所管課さんからのご説明でいきますと、きちっと受託者さんが個人情報保護についてはしっかりされていて、区のほうでもそれは確認していたんだというふうに理解してよろしいということですね。したがって令和2年12月1日からの遡及になるけれども、きちっとしていたので遡及をお願いしたいという形で整理できるということですよ、よろしいですね。とりあえず、遡及については、これで結構です。

会長 ほかの方はいかがでしょうか。
 まず委員のほうからお願いします。

委員 今のお話の繰り返しになっちゃうかもしれないんですけども、別紙7の個人情報の取扱いに関する特記事項というものを契約の中に含んでいたということでしょうか。

区側 よろしいですか。

委員 大丈夫です。ちょっと気になったのは、逆にこれを締結しているんだとしたら、その時点で気づかなかったのかなというのは今後のこととして何か考えられないかなとは思いました。そこをご検討いただければと思います。ありがとうございます。

委員 じゃ、すいません。

会長 委員どうぞ。

委員 資料4-2のウの(ウ)のところは郵送または持参により区へ引き渡すというふうには書かれているんですけども、郵送はどのような手段で送るとかいうのは決まっていますでしょうか。いわゆる郵便事故みたいなものですね、やはり最近はありますので、その辺のきちんとした、郵送といってもどういった手段で送るのか、決まっていればお聞かせください。

あと、資料4-26の9の個人情報漏えい時の報告義務等の部分で、(1)のアのところですけども、これだけ記載の必要な資料というか、用紙があるということで、紛失というのがやはり考えられると思うんですけども、それを前提とした、尼崎市のUSBメモリじゃないですけども、なくさないような対策というのはどのように検討されているのかお聞かせください。

あと、資料4-27の13の再委託の件ですけども、やはり尼崎市の件を考えてみますと、再委託をしなくてもできるような事業者へ頼むことができないか。再委託というのをしないようにということです。しなくてもいいような、そういったものができないのかどうかお聞かせください。

区側 まず1点目、郵送に関してなんですけれども、郵送は原則行わないことにしております。基本は手渡しです。万が一の場合は郵送するんですけども、こちらの取り決めはありませんけれども、やはりきちんと相手に届いたことがわかるような書留、配達記録とかいうのは想定するところかなと考えておりますけれども、原則委託事業者の方に窓口に来ていただいて、手渡しを行います。なくさない方法と絡むんですけども、その際に、やはりきちんと枚数の確認、それから、渡したものの記録、その受領書、それぞれをやり取りして、やはり重要な書類だということを認識していただいて、相手の方にもお伝えしているところでござ

います。

それと、再委託につきましては、万が一の場合で記載はさせていただいているんですけれども、マンション管理士会はやはり個人事業者の方が多いため、その方がやっていることが、もしご病気であったり、どなたかが行けなかった場合に代理の方に行っていただくといったときに、マンション管理士会の方が隣のマンション管理士会の方をお願いするということももしかすると想定されるかもしれません。ただ、資格を限定しておりますので、マンション管理士の資格のある方にだけ再委託するというようなことにはなるかと考えております。原則マンション管理士会という団体に委託しておりますので、その中でのやり取りをしていただくようにはしておりますので、再委託ということはないという、委員のお話どおりなんですけれども、万が一の場合を考えて、再委託というのをあえてここに記載しているところでございます。

会長 どうぞ。

委員 そうしましたらですね、この資料4-2のところの、先ほどの郵送の件ですけれども、それは原則しないということですが、郵送または持参によりと書いてあるので、どっちでもいいみたいな書き方になっていると思うんですけれども、原則持参という、何かその辺をきちんと明確にされたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

区側 相手の方もるので、どうしても急いでといった場合に時間が取れない場合に郵送があるので、郵送または記載させていただいておりましたけれども、委員のご指摘のとおり、原則持参というふうに変えてもいいかなとは思っております。ただ、新型コロナの関係があつて、かなり直接のやりとりができない時期もありましたので、そのときはやはり郵送でやらなければならないのかなということもありましたので、そこはちょっと今後検討させていただきたいと思っております。持参もやはり時期によってはできないときが出てきますので、やはり郵送も視野に入れて考えなければならないかなと思っております。

委員 コロナの状況になった場合というのは、やっぱりこれはイレギュラーなことだと思いますので、原則というふうに対応していただいたほうが私はよろしいかなと思います。

再委託に関しましても、そういうふうに、基本的には組合とか管理のところ委託をするということなので、再委託はよっぽどのことがない限りないということですので、その辺も何かそういった内容を明記いただいたほうが分かりやすいかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

区側 こちらの特記事項につきましては、契約課のほうと調整をさせていただいてこの内容とさせていただきますので、また今後とも検討させていただきたいと思っております。こちらの考え方をお伝えして、契約課のほうと調整してまいりたいと考えております。

会長 委員どうぞ。

委員 これは、対象のマンションなんですけれども、昭和58年以前に新築されたマンションということですが、1983年以前に建てられた、築40年以上たったものということによろしいですか。

区側 はい。区分所有法の改正が昭和58年12月にございましたので、それ以前に建てられたものというのが管理不全に陥る、要は区分所有法で管理をきちんとしなければならないというふうに改正されたところなんですけれども、それ以前については、その規定がなかったので、管理組合だとか管理の状況について定めがなかった時代に建てられたマンションが対象となっております。

委員 対象の総数なんですけれども、それは把握されているわけですか。対象のマンションの総数。

区側 対象のマンションの数ですか。

委員 はい。

区側 目黒区内の対象の軒数は、今現在で470近くございます。ただ、こちらのほうも、届出が必要なマンションかどうかというのは、未届けがまだこの中で11%ぐらいありますので、その数についてはまだ分からない状況です。東京都のほうは全て調査をしているんですけれども、当初の数から、やはりもうマンションがなかったり、それから、分譲ではなくて賃貸マンションになっていたりというふうに管理状況が変わっているところもございますので、その辺で精査して、うちのほうで今把握している分としては470まで行かない数字になっています。届出があったのが、今、412です。

委員 資料4-2の3の(2)ですが、件数が毎年度10から30程度と書いてありますね。未届けが10から60件。今のお話だと、470ということは、それを年間で計算すると10年以上かかるということですね、調査に関しては。

区側 この410何件のうちで管理不全の兆候があるものが調査対象になります。管理不全の兆候があるものというのは、おおむね2割弱、19%ぐらいが、今のところ、5月31日現在でこちらが把握しているのが管理不全に陥るといふものでございます。ただ、その管理不全に陥るといふ内容につきましては、修繕費の積立てがきちんとされていなかったりとか、それから、そういう組織がない。マンションの管理組合みたいなものがなかったり、そういうようなところが対象であって、それ以外についてはきちんとした管理の状況ができていっているというふうになっているところなんです。紙上で出てきたものを見るとそういうような兆候があるというんですけれども、実際に行ってみて本当にそういう状況なのかというのを調査すると、そうではなかったりとかしますので、実際に管理不全の兆候があるマンションというのは、紙面上で届出が出てきたところから把握しているだけなので、実態調査をしてみないと、それがどういった状態なのかというのが今は分からない状況です。

委員 そこにたくさんいろんな用紙が別紙として添付されていますが、これらは全て紙ベースなんです。紙で出てきて、現場で調査をして、それに手入力をして、その出てきた内容というのをまたさらにデータ化しなきゃいけないわけですよね。で、データベースとして管理をするということですよね。そうすると非常に大変な作業だと思うんですけれども、これをもっとデジタル化して、自動化して、iPadを持って行って現場で入力するというような内容にはできないんでしょうか。

区側 こちらのマンションの管理状況の届出制度に関しては、うちのほうが事務処理特例条例でやっているものなので、主体が東京都になります。ですから、システムへの入力というのも、システムの管理、データベースの管理は東京都のほうになりますので、そちらの、iPadでとか、つなぐとかいうことも、今現在できない状態になっています。デジタル化というのは、届出についてはデジタル化で、電子での申請も可能になっています。ただ、出されたものについては、やはり打ち出しをしないと、内容の確認というのは、管理不全があったときに、こちらのマンションだよというときには、それを紙ベースに打ち出しをしてお渡しすることになります。データでのやり取りというのは、今のところ東京都のほうも想定していないところでもあります。

委員 ありがとうございます。

委員 ちょっとよろしいですか。

会長 委員どうぞ。

委員 先ほどのご説明で、特記事項については、もう既に令和2年12月1日から添付していたということで理解したんですが、それは間違いないですね？ 分かりました。

それで、受託者は、今までのご説明でいくと、東京都マンション管理会ということで間違いないでしょうか。今後も7月から再開するときはマンション管理会にお願いするという考えですね？ 分かりました。

それで、特記事項について気になることは、令和2年12月1日時点でのものがそのままついているというお話ですので、まず1点は、資料4-25の5、6を見ても、当然のことながら、ファイル転送サービスを利用してデータの送受信等を行うという規定が何もないと。それは入れる必要があるんじゃないかと思います。それを入れた上でですね、個人情報の適正な管理方法に関する規定を加えていく必要があるでしょうと、これはそう考えていますので、お願いしたいと思います。

それで、質問なんですけれども、資料4-25の6の(2)、(3)で事務従事者という言葉が出てきているんですけれども、これはどなたを指しているのかということはお分かりになりますでしょうか。

区側 こちらの事務従事者については、マンション管理士会の事務局のほうになります。マンション管理士会の事務局の職員のことを指しています。

委員 いや、ごめんなさい。それじゃまずいだろうと思って質問したんですけれどもね。つまり事務局の担当者だけではなくて、資料4-22をご覧いただくと、これは多分東京都の様式だと思うんですが、担当のマンション管理士さんが目黒区のほうにこれをお送りして、CCという形で管理士会の事務局に送っています。だから個人情報を取り扱うの事務従事者には担当のマンション管理士さんも入ってないと駄目じゃないかと思うんです。今のご回答で、事務局の担当者だけですと、このところの事務従事者の方がだけになってしまうと、(3)にある必要な教育を受ける人が事務局の人だけになって、担当するマンション管理士さんが個人情報保護の教育を受けなくなってしまうんですね。だからここは、担当されるマンション管理士さんは全てちゃんとした個人情報保護の教育を受けなければいけないというふうに理解していたんですが、それでよろしいのかと、そこを実は確認したかったんですけれど

も、どうも、ちょっと答えからすると違うような気がしましてね。実際どうなんですか。

区側 マンション管理士会では、事務局が中心となって、マンション管理士会に属する管理士さんたち、個人の方たちなんですけれども、こちらを集めて研修会を行っているということを聞いております。事務従事者については、先ほど事務局の職員というふうにお伝えしたんですけれども、事務局職員が中心となってメールのやり取りをしたりとか、それから、それぞれ直接調査を行うマンション管理士に対して指導とかをきちんとするというふうはこちらのほうでは確認をしているところです。ですので、おっしゃるとおり、事務従事者は全員じゃないかということなんですけれども、その辺もきちんとマンション管理士会の事務局のほうで精査して教育とかも当たっていて、教育というか、個人情報取扱い、それから、そういったものの適正な管理についても、こちらのほうで責任を持ってやっていただいているというのが私どもの認識でしたので、そういうふうにお答えしたところでありまして。おっしゃるとおり、全員の方が事務従事者じゃないかとおっしゃられると、そのとおりだと思っております。

委員 今のご説明を聞いていると、要はマンション管理士会の事務の担当の方が会員のマンション管理士さんとやり取りをしていると。その中で個人情報についてもしっかりとお伝えしていますよということですか。

区側 研修会を行っているんです。

委員 研修会ということですが、ここに書いてありますのは、事務従事者に対して、選任は必要最小限としているとなっておりますよね。だから個人情報を取り扱う人が事務従事者にならないとおかしいんじゃないですか、特記事項上は。だから事務局の人がなるのは、それはいいんですよ。だけれども、さっき言いました4-22の様式を見ると、当然のことながら個別の会員のマンション管理士さんがこの業務を実際にされると。そうすると、個人情報を取り扱うことになると。そうすると、その方は、この特記事項の中では事務従事者にならないと特記事項を満たさないことになりませんかということなんです。

区側 管理士も含まれるというふうにご認識しております。管理士会というところと契約をしておりますので、委託しておりますので、マンション管理士会の全員が事務従事者というふうにご認識しておりますけれども、包括的なところで、マンション管理士会の事務局が中心となって、資料とか、そういった教育とかを行っているというふうになります。ですので、ちょっと私の説明が足りなかったと思うんですけれども、事務従事者は全員です。マンション管理士として調査を行う方全員が対象となります。

委員 事務従事者は全員なんですか。ちょっとよく聞こえなかったの。

区側 必要最低限の人数と書かせていただいているんですけれども、マンション管理士会の会員の方それぞれで調査を行っていただいているので、その範囲についてはマンション管理士会の事務局のほうにお願いをしているんですけれども、その調査をなさる方全員が事務従事者となっているところになります。

委員 多分そうならないと、特記事項が満たされないと思うんです。だから事務従事者というの

は、一番初めにご説明のあった事務局が担当者だけでは駄目であって、できたら管理士さん全員が事務従事者となって、この特記事項にあるような必要な教育を受けているという仕組みじゃないと、すいません、遡及も含めておかしいよとしか言いようがなくなっちゃうので。今のご説明できちっと全員のマンション管理士さん、会員さんに対して教育をしているよということを書いていただければ了解できるんです、そのところは。後の説明で分かりましたので、ここは了解いたします。

もう一点よろしいですか。それで、特記事項につきましては、ちょっと古い時点でのものということなので、資料4-26の8ですね、ここで個人情報の返却、廃棄、消去について書かれているんですけども、今の時点でいろいろな事務の中では、単に返却、廃棄、消去しなさいよというだけでなく、これをしたのであれば、例えば返却だったら返却届、廃棄だったら廃棄報告書、消去だったら消去報告書、これをしっかりと区のほうに提出して、区がそれを確認をするんだという流れが今、主流になっていると思うんです。ですから、また4月から新しい形で契約をされると聞きましたので、特記事項についても、今言った点、届・報告書をしっかりと提出すること、区がそれを確認するというのをしっかりと盛り込んでいただくことがよろしいんじゃないかと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

会長 よろしいでしょうか。

委員 1点だけ。

会長 委員どうぞ。

委員 先ほど他の委員のほうから遡及の件のご質問があったかと思うんですけども、事後承認としてしまうと、やっぱり遡及して2年前に承認したというふうに持っていくことになりませんか。ここで承認として、これから効力が生ずるというのではなく、前に戻るときからということ承認するわけになるかと思うので、起算点が遡るかと思っていまして、事後という意味がどういう説明……、先ほどお聞きしましたが、私からすると戻るんじゃないかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

区側 事務局の行政情報マネジメント課長からご説明させていただきます。あくまでも本日ご承認いただければ、ご承認をいただいた日は本日、これは事実でございますので、その事実の元から、ただ、起算点が前に遡ってもともと適法なものとして、条例上瑕疵がないものとして扱われるといったものでございます。

委員 そうすると効力は2年前に遡って始まっているという理解を今日はするというのでよろしいでしょうか。

区側 そのような理解でお願いいたします。

委員 私もそのように認識はしたんですが、事後というところがなかなか誤解が生じているように思うので、であればこの諮問の意味が分かるような気がしたんです。ということです。

区側 ご質問ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。マンション管理士会に7月からまた改めて委託を再開するという
ことですね。先ほどマンション管理士会の事務局の中でも研修を実施するという
ことでしたが、そもそもマンション管理士自体が公的資格ですね。民間資格ではない
ですね。だとすると、マンション管理士の試験で個人情報の適切な取扱いについて
聞かれることがあり、勉強しているはずなので、その点を含めて皆さんにご理解
をいただければと。そもそもマンション管理士という資格自体について十分理解
をしていないと、マンション管理士会という何かNPOみたいなものがあって、
そこに委託をするという話ではないですね？

区側 マンション管理士というのは国家資格になっておりまして、その中で、
マンション管理士に関しては守秘義務が定められております。それに基づいて、
更新もありますので、そちらのほうで研修も、マンション管理士としての更新
をするためには講習会も受けなければならないという規定になっております。
ただ、私どものほうで、やはり個人情報として委託をしている限りで、どの
ような教育というよりは、皆さんの日頃からやっつけらっしゃるのか、どう
いうふうにしているのかというところでの研修会も行っているところをご
ざいます。

会長 ありがとうございます。最初からそのように丁寧にご説明をいただければ、
もう少し皆さんの理解が進んだのではないかと。

改めて確認なんですけれども、最初、遡及する部分に関しては、従前どおり
メールでやり取りをしていて、かつ、マンション管理士会に業務委託をして
いったことについて遡って認めるということと、それから、7月以降は
ファイル交換サービスを使ってやり取りをするところについては包括承認
を得ていることを含めて改めて認めよという理解でよろしいですね。

区側 はい。お願いいたします。

会長 それでは、採決に参ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

反対の方、挙手をお願いします。

(反対者挙手)

採決の状況をお知らせください。

区側 賛成16名、反対1名になります。

委員 ちょっとよろしいですか。

会長 はい、委員どうぞ。

委員 今日、大変複雑なやり方だったと思うんですね。要望しておきたい
んですけども、もう一回ちゃんと精査されたもので、こういうこと
だったというのを出示していただきたいな、という感じがする
んです。例えば経緯の説明においても、先ほど東京都のマンション
管理会というお話でしたが、マンション管理会等への委託という
ふうになっていたりとか、やっぱり細かく見ていくと分かりづ
らい。まさに他の委員からも出ましたように、事後という、
その解釈はどういう解釈になるのかとか、そういうようなところ
があつてなかなか難しいと

	<p>ころもあるので、きちんと精査したものをもう一度ご提示いただきたいという気がいたします。</p>
委員	<p>ちょっと私からも一言。ずっと質問もさせていただきましたが、今までの報告の中で、例えば資料2-3の、それ以外の場所での作業は区職員が運搬の上でとかいう表現がございましたけれども、それ以外というところが明確にされていないがゆえに質問を受けるんですが、受けて、答えていただいておりますが、非常にその意味が明確になっていないというか、そういうのが幾つか文言上見えておまして、そこに質問が集中しているような気がしておりますので、そこを記載上厳格にされたほうが参加されている人も理解がしやすいのかなと、そういう印象を少し、今、他の委員からありましたように、私もそういうところを幾つか感じておまして、ぜひご検討いただけるとありがたいなと思っております。</p>
区側	<p>今、2点のご指摘をいただきました。</p> <p>まず委員の、資料の整理をした上で改めてご提示してほしい、本件、マンション管理状況の届出制度に関してというところがございますが、確かに分かりづらい部分がございますので、整理をさせていただいて、次回、簡素化したものでどういう状況なのかというところをご報告させていただければと思います。</p> <p>また、委員からご指摘の言葉の足りなさ、これは資料のあちこちに見られるものかなというところ、私どもの資料の作り方そのものが不手際かなというところがございます。委員お一人お一人が理解できるような形での文章の記述に改めて努めさせていただきまして、次回以降、審議会の資料でそういうものを生かしていきたいと思っておりますので、ご意見ありがとうございます。</p>
会長	<p>お二方のご意見を踏まえた上で、賛成16名でしたので、本件諮問については承認いたしたいと存じます。ありがとうございます。</p>

4 報告事項

(1) これからの目黒区の個人情報保護制度のあり方について

会長	<p>続きまして、次第の4、報告事項に移ります。報告事項(1) これからの目黒区の個人情報保護制度のあり方について、区から報告を受けます。</p>
区側	<p>会長、すいません。5時になりましたが。</p>
会長	<p>今、ちょうどぴったり5時になりました。すいません。本来定刻の時間なんですけど、報告事項が2件残っておりますので、若干延長をお認めいただけますでしょうか。17時までということで、ご予約を立ててくださっている方は退室して結構です。よろしゅうございますでしょうか。</p> <p>それでは、報告をお願いいたします。</p>
区側	<p>(資料により説明) (約4分)</p>
会長	<p>ありがとうございます。こういう機会でございますので、協議会の検討結果を、皆様から</p>

のご意見も頂戴して、最終的には答申としたいと思っておりますので、ご意見等ございましたら、次回よろしくお願いたします。

(2) 講座申し込みフォームからの個人情報の漏洩について

会長	続きまして、報告事項（2）講座申し込みフォームからの個人情報の漏洩について、区から報告を受けます。
区側	<p>報告事項（2）につきまして、本日2回目となり大変申し訳ございませんが、内容ご説明の前に発言をさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>本件、資料といたしましては、審議会資料6でございます。本件は、区が実施する講座におきまして、オンラインフォームを通じて参加申込みをされた方の個人情報が、別の参加申込者にも閲覧できるようになっていたというものでございます。このような個人情報の漏えい事案が発生したこと、また、本件につきましては、当審議会への必要な諮問手続がされていなかったというものでございまして、おわび申し上げます。大変申し訳ございません。</p> <p>事案の詳細についてご説明をさせていただきます。</p>
区側	(資料により説明) (約4分)
会長	<p>ありがとうございました。このところ毎回毎回インシデントの報告があって、私が注意をしなければならないという、特に私が会長になってから度々起こっているのも、非常に立場上もちょっと申し訳ないと思っております。区側からの説明でもあったように、手続に対して非常に認識が甘い。個人情報を守るための手続が周知されていない、あるいは周知はされているかもしれないけれども、職員の方の意識づけが十分ではない。それから、こういうクラウド上のサービスを利用するときに個人情報の漏えいがあるというのはかなり周知されている、セキュリティ上の大きなインシデントになるということは多くの人にも知られている事実だとは思いますが、それに対する危機感が十分ではない。実際に今、この報告を受ける前にも、新聞等でも大分報道されましたので、審議会の皆様におかれましては非常に気の休まる瞬間ではなかったかと思料いたします。今までも研修等を十分実施されてきたかとは思いますが、その今までのやり方が十分であったのかどうかという検証も含めて、今後どうすればより自らのこととして考えてもらえるかということをしっかりと考えていただければと思います。次回こそはこのような報告がないことを切に祈っております。よろしくお願いたします。</p>

3 その他

会長	<p>以上をもちまして、本日本日予定しておりました議事、報告事項は全て終了いたしました。</p> <p>次回の審議会ですが、事務局のほうから、7月11日月曜日、午後2時、14時から開催を予定していると聞いております。なお、通常終了時刻は午後4時でございますが、次回も案件が多いということでございますので、午後5時までとさせていただきます。あらかじめご予定ご了解のほどよろしくお願いたします。</p> <p>そのほか、事務局から連絡事項がありましたらお願いたします。</p>
----	--

区側	<p>毎度のことでございます。本日の会議録につきましては、後日事務局で取りまとめをさせていただいた案を出席者の方々にお送りさせていただきます。お忙しいところ恐縮でございますが、届きましたら内容の確認をお願いしたいと思います。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大、徐々にまた増えてきているところもございます。場合によっては対面での審議会が難しいということも想定されますが、状況によってオンライン開催等の必要性がある場合には、会長及び副会長と調整させていただきまして、皆様にご周知をさせていただければと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p>
委員	<p>すいません、1点だけ。</p>
会長	<p>委員どうぞ。</p>
委員	<p>今日、この場所で、この形式でやって、この囲いをしながらやる中で、非常にお互いの声が聞き取りにくいというところがありました。マスクをしながらの発言なので、諮問課の方のご説明、あるいは委員の方の発言がよく聞き取れないという状況があったので、そこを次回以降、何かしら場所を含めて改善していただけるような工夫をしていただければと思います。</p>
区側	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
会長	<p>なかなか会議室も限られておりますし、設備も限られておりますので、難しいところもあるかと思いますが、できる限りご配慮いただければと思います。</p> <p>それでは、以上をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。</p>

以 上